

平成30年
第35回嬉野市農業委員会
総会議事録

平成30年5月2日

嬉野市農業委員会

平成30年 第35回嬉野市農業委員会総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
報告第1号		農地等形状変更届出について		
	1	久間藤原 田の畑に転換	H30.5.2	承認
報告第2号		農地法第4条第1項第8号の規定による届出について		
	1	馬場下関東三 農道の拡幅	H30.5.2	承認
議案第1号		農用地利用集積計画の決定について		
		利用権設定		
	塩 1~32	五町田辺田 外53筆 賃借権・使用賃借権	H30.5.2	承認
	嬉 1~11	下野一本権 外24筆 賃借権・使用賃借権	H30.5.2	承認
議案第2号		農地法第3条の規定による申請の許可について		
	1	岩屋川内田ノ頭 外14筆 使用賃借権	H30.5.2	許可
	2	久間南 外2筆 売買	H30.5.2	許可
議案第3号		農地法第4条の規定による申請の承認について		
	1	大草野平 進入路、通路	H30.5.2	承認
議案第4号		農地法第5条の規定による申請の承認について		
	1	五町田辺田 外2筆 倉庫、作業場及び駐車場	H30.5.2	承認
	2	大草野平 外1筆 進入路、宅地拡張	H30.5.2	承認
	3	岩屋川内原ノ前 一時転用（工事現場事務所等）	H30.5.2	承認
	4	下野米ノ山 資材置場	H30.5.2	承認
議案第5号		農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について		
	1	下野米ノ山 資材置場	H30.5.2	承認

平成30年 第35回嬉野市農業委員会総会議事録

- 1 招集年月日 平成30年5月2日
- 2 招集場所 嬉野市役所嬉野庁舎 3-1会議室
- 3 開会日時 開会 平成30年5月2日 午後1時30分 議長 西田 昭義
及び 宣告 閉会 平成30年5月2日 午後2時30分 議長 西田 昭義
- 4 会議の公開の可否・理由 非公開
非公開理由：嬉野市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条第1項の規定による
- 5 出席及び欠席委員並びに職員 出席委員22名 欠席委員3名

(農業委員)

席次	氏名	出欠	備考	席次	氏名	出欠	備考
会長	西田昭義	出	議長	13	田島昭英	出	
1	松元正行	出	議事録署名	14	大島栄吉	出	
2	水川靖廣	出		15	宮崎 勇	出	
3	川原安幸	出		16	植松和幸	出	
4	稲富 茂	出		17	一ノ瀬宏則	出	
5	白川久美子	出		18	馬場みどり	出	
6	富永敏文	出		19	池田藤巳	出	
7	小森隆昭	出	班 長	20	井手寛紀	出	
8	淵野厚由	出		21	前田安一	出	議事録署名
9	川内利光	出		22	山崎 正	欠	
10	松尾 直	出	憲章朗読	23	山口智佐代	欠	
11	江口幸一郎	出		24	武藤 正	欠	
12	池田博幸	出					

(職員等)

農業委員会事務局長	白石 伸之	農林課主任	納富 作男
農業委員会事務局主事	永田 良子		

でについては、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議なしと認めます。

議案第1号 農用地利用集積計画の決定について 利用権設定塩田町の分整理番号1番から32番までについては、原案どおり承認することに決定しました。

議 長

次に、利用権設定嬉野町の方です。

お諮りします。整理番号8番の案件については、〇〇委員が借り手人となっていますので、これを先に審議したいと思います。異議ありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

富永委員は、嬉野市農業委員会総会会議規則第20条の規定により、審議開始から終了まで退室してください。

(〇〇委員退室)

では、整理番号8番について農林課の説明を求めます。

農 林 課

別添の表5ページを御覧ください。利用権設定嬉野町の方整理番号8番です。

貸し手人は 佐賀市 〇〇〇〇 様、

借り手人は 井手川内の 〇〇〇〇 様です。

所在地は、大字下宿 葛尾 〇〇〇番 地目は田 面積は340㎡

利用権は使用貸借権、期間は6年8箇月で、再設定です。計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議 長

それでは、利用権設定嬉野町の方整理番号8番について、質疑を行ないます。何か、質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。利用権設定嬉野町の方整理番号8番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議なしと認めます。

議案第1号 農用地利用集積計画の決定について 利用権設定嬉野町の方整理番号8番については、原案どおり承認することに決定しました。

〇〇委員に、入室するように、事務局伝えてください。

(〇〇委員入室・着席)

議 長

審議を続けます。

皆さんに、お諮りします。利用権設定嬉野町の方整理番号1番から7番まで、及び9番から11番までについて、一括審議したいと思います。異議ありませんか。

用途目的は、倉庫、作業場及び駐車場

事由は、申請地は、長年休耕地である。配水管から赤水が出て水利が悪く米が作れないので、建築資材置場として転用したいということです。

東は道路、田 西は宅地、田 南は水路 北は道路です。

農地区分については、第2種農地（法第4条第2項第1号ロ（2）、第2号）で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。

この契約は、贈与です。

図面は21ページと22ページ、写真は4番を御覧ください。以上です。

議 長
担当委員

湊野委員、地区担当委員として、説明、意見をお願いします。

だいたい前に資材置き場を建てて、今回贈与することで農地とわかり、申請があったことと思われ、問題ありません。

議 長
班 長

小森班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

現在資材置き場になって、お父さんから子供に相続することで、農地であったことでの申請で、始末書付きです。仕方ないと思います。

議 長
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。

議案第4号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号1番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長
事 務 局

はい、次に整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

整理番号2番です。申請人の認識不足により、既に転用されていますので、始末書を付けての申請です。

譲渡人は 南上の ○○○○ 様、

譲受人は 同じく南上の ○○○○ 様です。

所在地は、大字大草野 平 ○○○番○、外1筆

地目は2筆とも畑 面積は合計で63㎡です。

用途目的は、進入路、宅地拡張

事由は、申請地は、長年休耕地であり、耕作の見通しもない。道幅が狭い為、進入路としての使用と宅地拡張のため転用したいということです。

東は道路、宅地 西は宅地 南は宅地 北は畑です。

農地区分については、第2種農地（法第4条第2項第1号ロ（2）、第2号）で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。この契約は、贈与です。

図面は23ページと24ページ、写真は5番を御覧ください。以上です。

議 長

小森班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

班 長

道路が狭く、登記漏れではないかと思われま。宅地もだいが前に立っておりま。問題ないと思いま。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようです。採決に入ります。整理番号2番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めま。

議案第4号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号2番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しま。

議 長

次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めま。

事 務 局

整理番号3番です。

貸付人は 下岩屋1区の ○○○○（相続人 ○○○○ 外3名） 様、

借受人は 下岩屋2区の ○○○○株式会社

取締役嬉野支店長 ○○○○ 様です。

所在地は、大字岩屋川内 原ノ前 ○○○番○

地目は田 面積は1,628㎡です。

用途目的は、一時転用・工事現場事務所、駐車場及び施設仮置場

事由は、岩屋保育園改築工事に伴う工事現場事務所の用地利用、作業員駐車場、施設用具等の仮置き場として利用するため、一時転用したいということです。

東は田 西は田、宅地 南は道路 北は田です。

農地区分については、第2種農地（法第4条第2項第1号ロ（2）、第2号）で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。

賃借料は、反当たり61,425円、全体で100,000円です。

図面は25ページと26ページ、写真は6番を御覧ください。以上です。

議 長

地区担当委員が欠席ですので、事前審査の結果を小森班長、報告をお願いします。

班 長

圃場整備した農地であったが、1年間休耕地となっておりこんなにも荒れるものか思いま。○○建設が駐車場と資材置き場で借地し、今後は水田として復旧出来るのではと思いま。

議 長

それでは、質疑を行ないま。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようです。採決に入ります。整理番号3番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めま。

議案第4号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号3番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長

次に、整理番号4番について

皆さんにお諮りします。この案件と次の議題、議案第5号の整理番号1番とは関連する案件です。一括して審議したいと思います。異議ありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

異議なしと認めます。それでは事務局の説明を求めます。

事 務 局

議案第4号整理番号4番と議案書29ページ議案第5号農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について整理番号1番との関連については、転用許可を受けた事業計画を変更申請するに当たり、農地法第5条の転用許可を必要とする農地を含む新たな事業計画となっているという内容です。

先ず、議案書20ページ議案第4号整理番号4番です。申請人の認識不足により、既に転用されていますので、始末書を付けての申請です。

譲渡人は 式浪の ○○○○ 様、

借受人は 南志田の ○○○○ 様です。

所在地は、大字下野 米ノ山 ○○○番○ 地目は畑 面積は9.65㎡

用途目的は、資材置場

事由は、申請地は、平成元年に資材置場として5条許可されたが実行せず、平成5年にアパート建設として事業計画変更を申請し承認を受けた農地の隣接農地です。その後事情により資金調達が出来なくなり、変更の承認を受けた事業計画も実行できずに現在に至った。工作上資材置場が必要になったため、再度事業計画を変更申請するに当たり申請地を含む資材置場とするため転用したいということです。

東は畑、雑種地 西は宅地 南は畑 北は道路です。

農地区分については、第2種農地（法第4条第2項第1号ロ（2）、第2号）で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。

この契約は、贈与です。

図面は27ページと28ページ、写真は7番を御覧ください。

続きまして、議案書29ページ、議案第5号農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について、整理番号1番です。

申請人は、南志田の ○○○○ 様です。

所在地は、大字下野 米ノ山 ○○○番 地目は田 面積は541㎡

用途目的は、資材置場事由は、平成元年に資材置場として5条許可され、平成5年にアパート建設として事業計画変更の承認を受けたが、その後事情により資金調達が出来なくなり、変更の承認を受けた事業計画も実行できずに現在に至り、今回、工作上資材置場が必要になったため、再度事業計画を変更したいということです。

この申請も、申請人の認識不足により、既に転用されていますので、始末書を付けての申請です。

図面は30ページと31ページ、写真は8番を御覧ください。以上です。松尾委員、地区担当委員として、説明、意見ををお願いします。

議 長
担当委員

事務局が話されたとおりです。

議 長
班 長

小森班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。もともと、アパートの計画をされていたらしいが、事務局が説明したとおりの事情であり、問題ないと思います。

議 長
委 員
事 務 局
委 員
事 務 局

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

〇〇さんの資材置き場ですか。

建設業をされており、本人さんのものです。

完了届はどうなるのですか。

資材を置いた時点で完了となり、連絡をもらうようにしています。県からも強く指導を受けておりますので、資材を置くようお願いしています。

議 長
委 員

他にありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。先ず議案第4号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号4番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。

議案第4号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号4番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

次に、議案第5号 農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について 整理番号1番原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。

議案第5号 農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について整理番号1番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

以上で、本総会に提出された案件の審議、採決など、全て終了いたしました。お諮りします。委員会として協議すべき案件がありましたら、この場で協議したいと思います。委員の皆さん、何かありませんか。

委 員

〇〇〇〇さんの国道34号添いの農地が、草が覆っておりどうにかならな

いか、少しでも手をつけてもらえないかと思いますが・・・

議長 現在病気で最近では農地を返しているのでは、病気ということで、自分の土地も出来ないのではないかと思うが・・・

委員 自分の農地を5反ほどあるが、息子も戻ってこないことから、どうにか処分したいと考えておられる方がいるが誰かいないか相談されている。

議長 今回の世の中、ちょっと難しいと思われるが、圃場整備されていますか。この場で情報を流していただいたとして、詳細の情報を頂きたい。

事務局 システムで把握できますので、後日、地番等教えてください。

委員 次期委員の募集について、経過を教えてください。

事務局 農業委員と農地最適化推進委員の募集について、3月19日から4月18日までの間で行われました。今質問がありましたが、推薦の方法ですが、今回方が改正されて、一般推薦、農業者の方が2名以上連名で推薦される形態と、集落営農法人、農事組合法人の農業に関する皆さんの自らの代表者、もしくは仲間の方を推薦する団体推薦、あと、自ら、嬉野市の農地を守っていきたいという方が応募できます。その際、どういうことをやりたいという内容、それと農業に関する知識を応募用紙にPRして頂くこととなり出させて頂きました。HPの方で最終公表をさせて頂いております。農業委員におかれましては、応募者のかたもいらっしゃいました。18名の方が推薦、応募がございました。最適化推進委員は区域割りした20地区ということもあり、各地域より推薦されました定数通りの推薦20名でありました。農業委員におかれましては、市長部局、市長の任命となり、最終的には審査会が開催され、選考されると思います。選考に関しては、例規で定めてある点数表となり、市長が議会で答弁なさった、任命後に嬉野市全体をカバーできるようにバランスを考えた配置となるように勘案なさった審査会の結果となるのではと思われます。

議長 よろしいですか。他にございませんか。

それでは、会議を閉じます。

平成30年 第35回嬉野市農業委員会総会を閉会します。

(午後 2 時 30 分 閉

会)